

2008

2

25

広報

もりや

おしらせ版

<http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>

Public Information MORIYA

市税等の納付には

安心・便利な口座振替を！

口座振替制度とは？

あらかじめ指定した預貯金口座から、自動的に市税等を引き落としとして納付いただく制度です。

こんなに便利！

納期の度に金融機関等へ出かける必要がなく、納期限をうっかり忘れてしまっても、自動的に口座から引き落とされるため、忙しい方や不在がちな方には、特に便利です。一度手続しますと、翌年度以降も継続されます。ただし、取引金融機関の変更等で、振替口座を解約・変更した場合は、金融機関等窓口で、口座振替解約・変更届をしてくださいます。

口座振替ができる税目等

- ① 市・県民税（普通徴収★）
- ② 固定資産税・都市計画税
- ③ 軽自動車税
- ④ 国民健康保険税
- ⑤ 介護保険料（普通徴収★）
- ⑥ 保育所保育料
- ⑦ 児童クラブ保育料
- ⑧ 放課後子ども教室参加費

平成20年度から
コンビニで市税・国保税・介護保険料が
納付できます

●問合先 市役所収納推進室 内線 233

対象税目 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料
※上下水道料金等は実施済み（上下水道事務所 ☎48-1842）

取扱コンビニエンスストア

セブンイレブン／ローソン／ファミリーマート／サークルKサンクス／ミニストップ／エーエム・ピーエム／セーブオン／ヤマザキデイリーストア／デイリーヤマザキ／スリーエフ／エブリワン／くらしハウス／ココストア／コミュニティ・ストア／スパーク九州／スパーク北海道／スリーエイト／生活迷彩／セイコーマート／ポプラ／マルチメディアキオスクMMK

注意事項

- 平成20年度以降に送付された納税通知書で、バーコード印刷がされており、金額が納税通知書1枚あたり30万円以下のものに限りま。
- 上記の納税通知書でも納期限が過ぎたものや、平成19年度以前の納税通知書・督促状では、コンビニで納付できません。
- 納税通知書の様式がブック式から、ホチキスでとじていない期別ごとの単票となり、全期の納付書が廃止されました。納付の際には、期別をお間違いないようご注意ください。

取扱金融機関等

常陽銀行／三井住友銀行／みずほ銀行／関東つくば銀行／茨城銀行／茨城県信用組合／茨城みなみ農業協同

直接納める方法

金から天引きされるのではなく、本人が納付書で

⑨ 市営住宅家賃（ゆうちょ銀行・郵便局は不可）

⑩ 上下水道料金等

★普通徴収とは、給与・年金から天引きされるので

申込手続

市内取扱金融機関等及び市役所にある「市税等（⑩上下水道料金等）口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、預・貯金通帳と通帳届出印を持参し、取扱金融機関等窓口でお申し込みください。市外の取扱金融機関

組合／水戸信用金庫／結城信用金庫／中央労働金庫／ゆうちょ銀行／郵便局

問合先

①～③ 市役所収納推進室

内線 232・233

④ 市役所国保年金課

内線 102・104

⑤ 市役所介護福祉課

内線 176

⑥ 市役所児童福祉課

内線 152・156

⑦ 市役所生涯学習課

内線 272・273

⑨ 市役所建設課 内線 252

⑩ 上下水道事務所

☎48-1842

等に申し込む場合は、事前に各担当課までご連絡ください。依頼書を郵送します。

情報ひろば

くらし・環境・交通

届出・証明・税・年金

子ども

高齢者

教室・講座・イベント

情報・参加・交流

仕事

※市内公共施設の電話番号は最終頁参照

お知らせ

軽自動車車両の廃車について

守谷市（町）ナンバーの原動機付自転車等を所有し、使用していない方及び盗難等で警察に届出している方で、廃車等の手続をしていない方は、市役所税務課で廃車の手続をしてください。手続をしない限り、いつまでも軽自動車税を納めることになります。

また、つくば・土浦ナンバーの軽四輪、自動二輪、小型二輪等を使用する方で、名義変更・廃車等を申請した方は、市役所税務課まで連絡願います。

●軽自動車税を納める方、4月1日（基準日）時点で車両をお持ちの方へ
4月2日以降に廃車手続を行っても、軽自動車税は納税しなければなりませんので、ご了承ください。

▼問合せ 市役所税務課 市民税G 内線206・207

たばこ自動販売機はtaspoが必要になります

7月までに、全国のたばこ自動販売機は「taspo（タスポ）」（専用ICカード）が必要となる「成人識別たばこ自動販売機」に変わります。taspoの申込書は、たば



Taspo (タスポ)

こ販売店又は左記ホームページで入手してください。

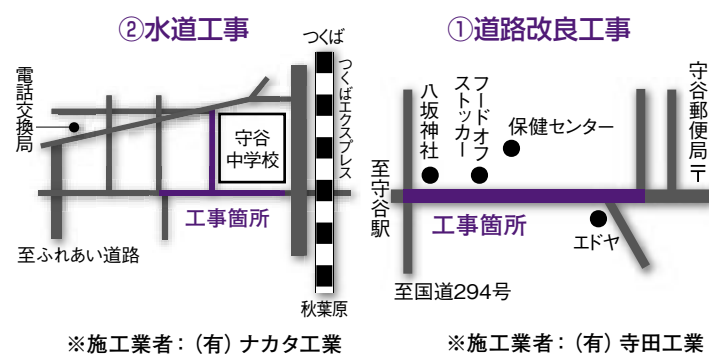
▼問合せ（社）日本たばこ協会 ☎0120-222-1180 <http://www.taspo.jp/>

道路・水道工事

工事期間中は交通規制などご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

▼工事 ①道路改良工事、②水道工事 ▼工期 ①2月28日（木）～3月末日、②3月末まで（予定） ▼工事箇所 下図参照

▼問合せ ①市役所建設課 道路建設G 内線254 ②上下水道事務所



募集

貸し農園耕作者

▼対象 守谷・取手・つくばみらい市在住の農業者以外の方 ▼場所 農業ふれあい公園 取手市市之代570 ▼区画数 若干数（1区画20㎡）※多数の場合抽選 ▼利用期間 4月1日～平成21年3月31日 ※更新可 ▼年間使用料 6000円 ▼申込期限 3月21日（金） ▼申込・問合せ 取手市役所農政課 ☎0297-741214

住民税（市・県民税）申告をお忘れなく！

●問合せ 市役所税務課市民税G 内線205～207

平成19年中の状況が次の①～⑥に該当する方は、3月17日（月）までに住民税申告をしましょう。

- ①収入のない方
- ②遺族年金・障害者年金・雇用保険による失業手当のみの収入の方
- ③生活保護の方
- ④市外在住の人に扶養されている方
- ⑤市内在住の人に扶養されているが、収入金額の入った非課税証明が必要な方
- ⑥給与所得者で、勤務先が市役所に給与支払報告書を提出していない場合（勤務先に確認）

▶申告会場 市役所大会議室

▶受付時間 9:00～11:00、13:30～15:00

※土・日曜日を除く。ただし、2月24日（日）及び3月2日（日）は、午前9時～11時まで受付

◎住民税申告は、国民健康保険・介護保険等に関する軽減、国民年金の免除、幼稚園保育料負担の軽減、老齢福祉年金、児童手当等の給付の資料にもなります。また、収入がある方で、給与支払報告書が勤務先から届いていなかったり、確定申告をしていなかったりすると、納付回数が増え1回に納付する額が大きくなったり、延滞税・加算税などがかけられます。忘れずに申告しましょう。

提出期限まであとわずか…

知っていましたか？

所得税で住宅ローン控除を引ききれなかった方へ

所得税で住宅ローン控除をしているが、税源移譲による税法改正により所得税の税率が変更になったことから、昨年よりも控除額が減った場合があります。その場合は、所得税で引ききれなかった分を、平成20年度住民税で減額することができます。なお、次の①②に該当する方が対象です。

- ①平成11～18年に住宅を建て、入居された方
- ②住宅ローン控除をしている方で、所得税から住宅ローン控除を引ききれなかった方

この制度を利用する方は毎年申告が必要です。制度の内容及び申請方法などについては、広報もりや12月10日号及び2月10日号、又は市ホームページをご覧ください。

★提出期限 3月17日（月）まで

平成20年度市ホームページに掲載するホームページに掲載するバナー広告を随時受け付けます。掲載を希望する月の前月10日（土・日曜日）及び祝日の場合は直前の平日（日）までにお申し込みください。（4月掲載分は3月10日（月）までに申し込む）。その翌月の1日から掲載します。申込方法など詳細は、市ホームページをご覧ください。



▼掲載期間 4月～平成21年3月の1か月単位 ▼募集枠数 月12枠※1事業者1枠まで ▼掲載料 月額2万円

▼問合せ 市役所企画課情報政策G 内線335 <http://www.city.moriya.ibaraki.jp/banner/>

市民交流プラザオープン記念イベント参加者募集 いまいきフェア2008

子どもからお年寄りまでいまいきとくらせる守谷

▶日時 4月26日（土）10:30～17:00

▶会場 市民交流プラザ1階ギャラリー

▶募集内容

①高齢者いきいきコンテスト 10:00～12:00

・対象：70～90歳代の在宅生活者 各4名

・出演時間：1人5分

・内容：高齢者のファッションショー

※夫婦・親子・孫などファミリー・ペアの応募可

・衣装：1着のみとし、すべて出演者で用意

※和・洋・既製品・オリジナル品は不問

②子どもたち～中高年いきいきコンテスト

13:00～17:00

・対象：幼児～中高年 最大8組

・出演時間：20分（出入含む）

・内容：音楽演奏、踊り、歌、その他の発表

※途中、交流のためのゲーム等を予定

▶応募方法 応募用紙（各公民館・市ホームページに用意）に必要事項を記入し、3月15日（土）までに応募する（多数の場合抽選）

▶その他 入賞者には賞状と記念品／会場は狭いため、大人数の同時出演は困難です／音響設備は要相談／出演者の事前打ち合わせ・リハーサルを実施（別途連絡）

▶主催 守谷市（市民活動支援センター）、守谷市民活動交流会

▶申込・問合せ 市民活動支援センター ☎46-3370

地域で安全・安心なまちづくりを目指して

●問合先 市役所くらしの支援課交通・防犯G 内線 134・135

ストーカー被害にあったら…

例えば、以前交際していた相手から、会社帰りに待ち伏せされたり、しつこく手紙や電話が来て迷惑したり、不安に感じたら…。このような「つきまとい」を繰り返す行為は、ストーカー規制法（平成12年11月施行）により処罰の対象となります。

どのような行為が処罰の対象になるの？

自宅や勤務地等で待ち伏せしたり、押し掛けたり、連続して電話や無言電話を掛けたりする行為が挙げられます。最近では、インターネット上で誹謗・中傷文書を掲示したり、メールを毎日何十通も送りつけるネットストーカー行為があります。



被害を防ぐために気をつけること

相手に生活パターンを知られないようにすることや、手紙などをゴミとしてそのまま捨てずに細かく切ってから捨てること、厚手のカーテンを引いてプライバシーを隠すことなどが大切です。また場合によっては、状況を記録したり、送られてきた文書等は保存しておくことも必要です。

もし被害にあったら

まず、最寄りの警察署に早めに相談してください。

迷惑駐車防止

その駐車 あなたはよくても みんなが迷惑

最近、公共の道路を駐車場代わりにした車が目立ちます。「ちょっとだけなら」、「交通量が少ないから」とか「家の前だから」という軽い気持ちで、地域の皆さんに多くの迷惑を及ぼしています。

■道路を狭くして交通事故を誘発します

駐車車両が歩行者や自転車の通行を妨げ、やむを得ずよけて通行しなければなりません。また、視界がさえぎられ、幼児・児童の飛び出しによる事故や、夜間には走行車両が駐停車車両に気づかず衝突するなど、交通事故の原因にもなります。

■緊急車両の活動を妨げます

1分1秒を争う消防車や救急車などが通行不能になり、人命救助に重大な影響を与えます。また、消火栓付近などの駐車も消火活動を妨げます。

警察はどんなことをしてくれるの？

警察では、被害防止のためのアドバイスをしたり、相手側に注意・警告を行います。

相手が警告に従わない場合、禁止命令を行い、最終的にはストーカー規制法によって処罰されることになります。

このほか、直接告訴することもできます。実際、寄せられた相談をもとに検挙した例もありますので、被害が深刻になる前に、迷わず最寄りの警察署相談窓口、又は茨城県警察本部警察総合相談センターに相談してください。

《問合先》

取手警察署相談窓口 ☎ 0297-77-0110

茨城県警察本部警察総合相談センター

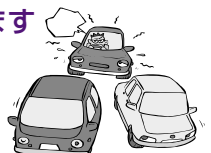
☎ 029-301-9110

※ストーカー規制法…ストーカー行為を処罰するなどストーカー行為について必要な規制を行うとともに、被害者に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体・自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、国民の生活の安全と平穩に資することを目的として制定されたものです。



■車庫への出入りを不能にします

マナーを知らないドライバーのために、車庫への出入りができません。



■まちの美観を損ね、犯罪を招きます

多くの人が生活する美しい街並みを、車の列が汚しています。また、車上狙いや放火などの犯罪を招く可能性があります。

安全で住みよいまちにするために、皆さんの力で迷惑駐車を追放しましょう。

守谷市の交通事故発生状況（1月） 発生件数 20 件 死者数 0 人 負傷者数 30 人

暮らしのコーナー

レジャー会員権の二次被害

【事例】レジャー会員権付きパソコン教材を契約したが、会員権は不要なので退会手続きした。会員権を買い取ったという業者から電話があり、退会手続きするため会った。「退会費用が150万円かかる。消費者金融から100万円借りて当社の協力金として払ってもらえれば、当社が運用して退会費用にあて、消費者金融の返済は当社で行い、さらに毎月100万円の10%の利息を支払う」と説明され了承。その後、返金を求めたが応じてもらえない。

【結果】消費生活センターの法律相談を受け、弁護士から「取り返すのは難しいが、契約までの経緯や契約は無効であること、返金して欲しいこと等を書いた内容証明郵便を発信するように」と助言を受けました。二次被害の相談では、過去の契約を引き合いに新契約を迫るケースがほとんどで、事例のように条件が良すぎる説明には十分注意しましょう。また、お金を要求され支払った場合、取り戻すことは非常に難しくなります。一人で決めず、家族や相談機関に相談するなど冷静に、かつ慎重な対応をすることが大切です。

【相談先】市消費生活センター ☎ 45-2327
月～金 9:00～12:00・13:00～16:00

取手医師会健康教室

小児ぜん息④（最終回）

ぜん息治療には、アレルギーの原因となるアレルゲンを除去、回避するための生活環境の整備が大切です。今回はそのポイントをお知らせします。

①家具：ほこりを溜まりにくくする工夫が必要。家具の棚に扉を付ける。掃除のしやすさを考え、家具の上に物を置かない。家具を移動できるようにして、裏を掃除しやすくする。できるだけ家具の上に隙間を空けないなど。

②鉢植え：室内に置かないようにする。

③床：じゅうたんは使用しないことが望ましく、できればフローリングに張り替える。ホットカーペットも使用しない方がよい。

④ぬいぐるみ：情操面から必要な場合には、洗濯できる物を少量にとどめる。

⑤ソファ：布製のものは使用せず、皮製か合成皮革のものを使用する。

⑥ペット：原則ペットを飼育しない。特に毛のあるペットは預けられるところへ預ける。

⑦掃除機：ほこりを舞い上げないよう気をつける。フィルター付きで集塵袋が二重のものが望ましい。

⑧カーテン：洗濯しやすい素材のものにし、こまめに洗濯する。できればブラインドに替える。

⑨換気：窓を広く開け、風通しを良くする。換気扇などで換気を心がける。

⑩布団：天日干しした後、掃除機にかける。高密度繊維布団カバーを使用する。

⑪暖房器具：石油やガスなど化学物質が発生する器具は、室外排気型の方がよい。エアコンはフィルターの掃除をする。

以上が環境整備のポイントですが、これらに加えて、日ごろから規則正しい生活を心がけ、手洗い・うがいの励行やインフルエンザの予防接種を積極的に受ける、水泳・水かぶりなどの鍛錬によって普段から風邪に負けない丈夫な体を作ることが重要と考えられます。

春季全国火災予防運動

「火は見てるあなたが離れるその時を」

3月1日（土）～7日（金）に、「春季全国火災予防運動」が実施されます。火災に対する警戒心を高め、火災発生を未然に防ぎ、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的としています。

平成19年の市内における火災発生件数は22件（建物火災13件）でした。火災は不注意から起こることが多く、未然に防げるケースがほとんどです。万一、火災が発生した場合は、次のことに注意して行動してください。

- 火災が発生したら、直ぐに119番へ通報する！
- 消防車が到着するまで、できる範囲で消火器や水バケツを使用して初期消火を行う！
- 初期消火が困難になった場合は、直ちに避難！

命を守るためのポイント

①寝たばこは絶対しない

②ストーブは、燃えやすい物から離して使用する

③ガスコンロの側を離れるときは、必ず火を消す

「4つの対策」

- ①逃げ遅れ防止のために住宅用火災警報器を設置する
- ②寝具・衣類からの火災を防ぐために、防炎製品を使用する
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する
- ④お年寄りや身体の不自由な方を守るために、隣近所と協力体制をつくる

住宅用火災警報器の設置を！

住宅火災による死者数急増に対応するため、消防法が改正され、すべての住宅（既存住宅は平成21年6月から）に、住宅用火災警報器等の設置・維持が義務付けられました。火災警報器は、量販店などで販売しています。悪質な訪問販売にはご注意ください。

問合先

- ▼守谷消防署 ☎ 46-0119
- ▼守谷消防署南守谷出張所 ☎ 20-0119

3月 MARCH

1 土	
2 日	所得税・住民税申告受付（9：00～11：00） 利根川左岸河川敷クリーン作戦（9：00～ 利根川左岸） 守谷市美術作家展（～9日 中央公民館）
3 月	所得税・住民税申告受付（～17日 ※土・日曜日を除く） 粗大ごみ戸別収集申込期間（～7日） 図書館休館日
4 火	こころのリハビリ（・18日9：30～ 保健センター）
5 水	粗大ごみ戸別収集日
6 木	紙・布類収集日
7 金	女性のための健康講座（・14・18日10：00～ 保健センター） 成人のための料理教室（10：00～ 保健センター）
8 土	おはなし会（11：00～ 中央図書館） 守谷親子読書の日
9 日	MIFAサロン・グリーナーを知らう！（14：00～ 国際交流研修センター）
10 月	図書館休館日
11 火	市立中学校卒業式
12 水	水中ウォーキング教室（～14日 常総運動公園室内温水プール）
13 木	空き缶・ビン収集日
14 金	小さなおともだちのためのおはなし会（11：00～ 中央図書館）
15 土	
16 日	第2回光と色のふしぎ探検！（10：00～ 郷州公民館）
17 月	各公民館・図書館休館日
18 火	
19 水	市立小学校卒業式
20 木	※春分の日
21 金	
22 土	おはなし会（11：00～ 中央図書館）
23 日	
24 月	粗大ごみ戸別収集申込期間（～28日） 図書館休館日
25 火	春休み子ども映画まつり（中央公民館） ジュニアゴルフ教室（～27日 ファミリーゴルフ守谷）
26 水	市立保育所修了式 粗大ごみ戸別収集日
27 木	紙・布類収集日
28 金	
29 土	
30 日	春休み親子バルーンアートづくり教室（10：00～ 中央公民館）
31 月	図書館休館日

※毎週日曜日は総合窓口課の窓口が開庁(8:30～12:15・13:00～17:15)しています
※中央図書館の木曜日の開館時間は13:00～18:00です

3月の各種相談

法律相談	18日 9：00～12：00	市役所	11日9：00から要予約 ☎45-1249
行政相談	10日 13：00～16：00		—
教育相談	月・水・金曜日 9：00～16：30		☎0120-783018
こころの健康相談	27日 13：30～15：30	保健センター	1週間前までに要予約 ☎48-6000
家庭児童相談	月～金曜日 8：30～17：00	家庭児童相談室 (市役所内)	☎45-2314
心配ごと相談	14：00～16：00 ●ふくし 3日 ●年金・労務 10日	いきいきプラザ・ げんき館 (社会福祉協議会)	要予約 ☎45-0088
電話相談	金曜日 10：00～15：00		☎48-5555
消費生活相談	月～金曜日 9：00～16：00	消費生活センター (市役所内)	☎45-2327 12：00～13：00は除く
生活機能相談	月・火・木・金曜日 10：00～17：00	市役所介護福祉課	要予約 ☎45-1111 内線172～176

※法律相談は、同一事案の相談は受け付けていません

機 関 名	電話番号	FAX 番号
市役所（代表）	45-1111	—
秘書課	45-2240	45-6529
企画課	45-2309	
総務課	45-1883	
財政課	45-1795	45-2590
税務課	45-1564	
収納推進室	—	
総合窓口課	—	45-6525
国保年金課	—	
くらしの支援課	—	
会計課	—	45-1113
経済課	45-2096	
消費生活センター	45-2327	
農業委員会	—	45-5703
学校教育課	45-2195	
生涯学習課	45-2174	
指導室	45-2184	45-1691
社会福祉課	45-1691	
介護福祉課	45-1744	
地域包括支援センター	—	45-6527
児童福祉課	45-1679	
家庭児童相談室	45-2314	
生活環境課	45-5339	45-2804
都市計画課	45-1963	
建設課	45-2094	
議会事務局	—	45-6528
仲町行政サービスセンター	48-1133	20-6201
上下水道事務所	48-1842	48-6087
守谷駅周辺区画整理事務所	20-0255	48-6680
保健センター	48-6000	48-6319
中央図書館	45-1000	45-7500
中央公民館（仮予約☎48-6732）	48-6731	45-8003
郷州公民館（仮予約☎48-6724）	48-6711	46-0310
高野公民館（仮予約☎45-5419）	45-5411	20-6311
北守谷公民館（仮予約☎48-2606）	47-0111	47-0112
文化会館	48-7911	20-6017
もりや学びの里	48-0525	45-0625
国際交流研修センター	48-2255	48-2255
市民活動支援センター	46-3370	46-3370
テニスコート受付	45-0271	—
学校給食センター	48-0253	48-5388
地域子育て支援センター	45-2462	48-8804
土塔中央保育所	48-1876	48-8799
北園保育所	48-4897	48-8794
児童館	45-2278	45-4062
もりやファミリー・サポート・センター	45-2432	45-2432
障害者福祉センター	45-9801	45-9802
こども療育教室	47-0220	
いきいきプラザ・げんき館	45-2940	
社会福祉協議会	45-0088	48-5554
(社)シルバー人材センター	48-8591	
守谷地区交番	48-0032	
久保ヶ丘交番	48-1837	—
南守谷交番	45-9105	—
守谷消防署	46-0119	48-1981
守谷消防署南守谷出張所	20-0119	—
常総運動公園	48-5675	45-7365
白寿荘	48-3217	48-2503